

Newsletter

2024

11

杉原事務所だより

from OFFICE SUGIHARA



Monthly shot

先月、弊社では社員旅行で蒲郡へ行ってきました。素敵なホテルで美味しい食事と開放的な露天風呂の温泉に身も心も癒され、夜は部屋に集まってのゲーム大会で大盛り上がりしました。行きの土砂降りから一転して翌日はお天気にも恵まれ、見渡す限りの素晴らしいオーシャンビューに、海なし県民感激の朝を迎えました。写真は、蒲郡のシンボルでパワースポットでも有名な竹島を訪れた際に写したものです。101段の階段を上り、日本三大弁財天に数えられる八百富神社、宇賀神社（商売繁盛）、大黒神社（商売繁盛）、千歳神社（長寿・勉学）、八大龍神社（家内安全・夫婦円満・厄除け）を参拝しフル充電してきましたので、ご利益のお裾分けをして参りたいと思います。（安田）

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の拡充

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成される制度です。本助成金の成長分野等人材確保・育成コースについて、令和6年10月1日より要件が緩和され、より利用しやすくなっています。

この助成金のコースでは、原則の特定求職者雇用開発助成金の要件を満たしたうえで、さらに特定の成長分野の業務（プログラマーやウェブデザイナー、脱炭素化に関する研究職等）に従事させること、または就労の経験のない職業に就く労働者に対し、人材開発支援助成金を活用した訓練を行い、毎月決まって支払われる賃金を5%以上引き上げた際に、助成金額が通常の1.5倍となります。

この制度を利用いただくことによって、少ない負担で未経験者に社員教育を実施することができます。主な拡充内容は下記の表の通りです。申請をご検討の際は助成金対象者であるかをご確認の上、計画的に訓練を実施してください。（松島）

■見直し箇所

拡充前	拡充後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

■人材育成コース拡充内容

拡充前	拡充後
実施する教育訓練は50時間以上の訓練であること	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練でも対象とすること

男女別・年齢別の離職理由

先月の事務所だよりで令和5年「雇用動向調査」の結果についてご連絡しましたが、その中で離職理由に焦点を当てて詳しくご紹介します。令和5年における転職入職者が前職を辞めた理由を見てみると、「その他の個人的理由」「その他の理由（出向等を含む）」が多くの割合を占めていますが、これらを除いた各年齢区分、性別におけるもっとも割合の高い理由を以下にまとめました。

年代	男性	女性
19歳以下	労働時間、休日等の労働条件が悪かった 28.4%	職場の人間関係が好ましくなかった 22.9%
20～24歳	労働時間、休日等の労働条件が悪かった 11.4%	労働時間、休日等の労働条件が悪かった 15.6%
25～29歳	仕事の内容に興味が持てなかった 14.1%	労働時間、休日等の労働条件が悪かった 18.4%
30～34歳	給料等収入が少なかった 14.1%	職場の人間関係が好ましくなかった 9.6%
35～39歳	職場の人間関係が好ましくなかった 給料等収入が少なかった 11.3%	職場の人間関係が好ましくなかった 13.1%
40～44歳	職場の人間関係が好ましくなかった 14.6%	労働時間、休日等の労働条件が悪かった 17.6%
45～49歳	職場の人間関係が好ましくなかった 11.1%	職場の人間関係が好ましくなかった 18.7%
50～54歳	仕事の内容に興味が持てなかった 10.9%	定年・契約期間の満了 10.1%
55～59歳	職場の人間関係が好ましくなかった 12.9%	職場の人間関係が好ましくなかった 15.7%
60～64歳	定年・契約期間の満了 54.6%	定年・契約期間の満了 43.3%
65歳以上	定年・契約期間の満了 61.0%	定年・契約期間の満了 31.0%

年齢を考慮せず性別のみで集計すると、女性は「職場の人間関係が好ましくなかった」が最上位に、男性でも2番目に挙げたことは先月お伝えしたところではありますが、各年齢層によってそれぞれ最も割合の高い離職理由が異なります。背景には、仕事に対する価値観の変化や、仕事と家庭の両立など、従業員を取り巻く環境が大きく影響していると考えられます。人材の採用がますます難しくなる中、既存の従業員の定着は会社にとってこれまで以上に重要です。そのために、労働条件や職場環境の見直しが必要かどうかを確認し、適切に改善していくことが求められます。（岡村）

新入社員が社会人生活で不安に感じることは

東京商工会議所は、令和6年度新入社員を対象とした意識調査を実施し、その集計結果を公表していますので、新入社員が社会人生活をおくる上で不安に感じている要素について紹介します。

新入社員が社会人生活で不安に感じることの調査項目の中で、「特に不安なことはない」と回答をしたのは4.5%と、ほぼ全ての新入社員は何らかの不安を感じていると結果が出ています。また最も回答の多かった不安事項（複数回答可）は「仕事が自分の能力や適性に合っているか」で48.9%と半数近くが回答をしており、次いで「上司・先輩・同僚とうまくやっていけるか（42.8%）」、「仕事と私生活のバランスがとれるか（40.2%）」という不安を抱えている様です。

また「理想だと思う上司はどのようなことを大事にしたり重視する人か」という調査項目では、「仕事の指導を丁寧に行うこと（49.2%）」が最も多く、「明確な理念や考えを持っていること（36.1%）」、「人間関係、チームワークを重視すること（35.8%）」が上位となっています。

今回の調査結果より、新入社員は基本的に不安を抱えている状態で入社してきていることが伺えるため、不安要素に対する適切な措置を設けることで早期離職を防ぐことが出来そうです。例えば、上司のマネジメントスキルを向上させ、新入社員と適切なコミュニケーションを図る、丁寧な指導を行う様に



する等の他に、お互いに助け合う社内風土を構築することが対策として考えられます。

人材の採用から教育まで、そのプロセスには時間と安くない費用がかかりますので、自社の離職率が高いと感じている場合は、入社から教育までのプロセスに加えて、新入社員の教育環境を見直してみてもいかがでしょうか。(宮川貴)

■「理想の上司」のイメージに近い有名人・著名人

	スポーツ界 (敬称略、上位7名)	回答数
1位	大谷翔平	306
2位	イチロー	86
3位	松岡修造	35
4位	本田圭佑	32
5位	ダルビッシュ有	17
6位	栗山秀樹	16
6位	長友佑都	16

	芸能界・文化人 (敬称略、上位7名)	回答数
1位	水卜麻美	42
2位	明石家さんま	31
3位	内村光良	29
4位	天海祐希	25
5位	志村けん	21
6位	藤井貴彦	20
6位	松本人志	20

▶「2024年度新入社員意識調査集計結果(東京商工会議所人材・能力開発部)」より一部抜粋

令和6年11月から自転車の「ながらスマホ」の罰則強化

道路交通法の改正により、令和6年11月1日より自転車運転中の「ながらスマホ」と「酒気帯び」が刑事罰の対象となりました。これは、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため罰則規定が整備されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外です。

- 違反者：6月以下の懲役または10万円以下の罰金
(交通の危険を生じさせた場合1年以下の懲役または30万円以下の罰金)

酒気帯び運転

自転車の酒気帯び運転のほか、飲酒運転周辺者三罪(酒類の提供、同乗、車両の提供)の車両に自転車が含まれるようになりました。

- 違反者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 自転車提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金



上記の他、傘さし運転やイヤホン・ヘッドフォンを使用しながらの運転に対しても5万円以下の罰金等が科せられる場合があります。従業員が、通勤や業務で自転車を利用している会社は、ポスターやリーフレットを掲示するなどして注意喚起しておきましょう。(山田友)

年末調整における「定額減税」にご注意ください

今年6月から実施されている定額減税は、年末調整にて最終の調整（年調減税）を行う必要があります。おおまかな流れは次のとおりです。

①対象者の確認

従来と同様に従業員から「基礎控除申告書」など（※）の提出を受け、令和6年の合計所得が1,805万円以下となる従業員に対し、年末時点で国内に居住する同一生計配偶者の有無と扶養人数の確認をします。

②年調減税額の確認

従業員あたりの年調減税額を計算します。年調減税額は「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額です。

③年調減税額の控除と年税額の計算

以下の図に示すとおり、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に年調減税額を控除します。最後に、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

なお、年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、摘要欄に、実際に控除した年調減税額を記載する必要があります。

行う事が増え大変ではありますが、特設サイト等を活用し進めていきましょう。（江崎）

■定額減税特設サイト <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

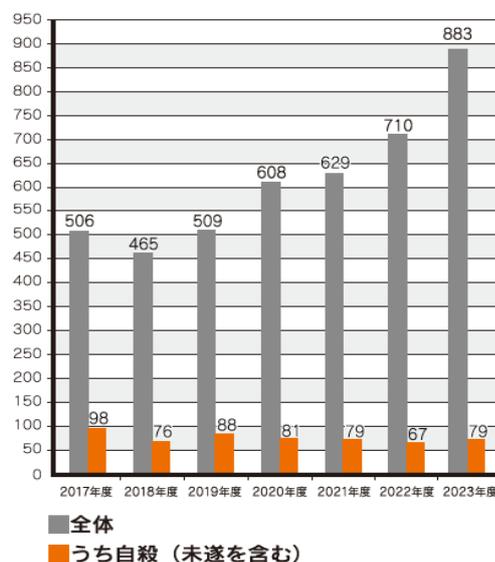
11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」として定めています。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づき、過労死等を防止することの重要性や、過労やストレスによる健康リスクに対する関心や理解を深めることを目的としており、一般の方からの労働に関する相談を受け付ける相談ダイヤルや、セミナーの開催など様々な取り組みが実施されています。

長時間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられており、さらには脳・心臓疾患の発症、業務における強い心理的負荷により精神障害へも影響を及ぼすとされています。特に精神障害に係る労災認定件数については年々増加傾向にあり、労働者の心理的負荷を軽減するための取り組みは必要不可欠となってきています。

企業としては、従業員が健康な状態で業務に従事することが出来るよう配慮することが必要となりますが、厚生労働省のリーフレットには取組方法等についてQ&A形式で記載されています。参考としながら自社の状況把握、今後の課題などから取り組んでみてはいかがでしょうか。（宮川友）

■精神障害に係る労災認定件数の推移



▶厚生労働省「過労死等防止啓発パンフレット」より抜粋

雇用仲介事業者への新たなルール

厚生労働省は、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件」を公布し、令和7年4月1日から次のルールが施行されることとなります。

職業紹介事業者に適用されるもの

（紹介手数料の公開義務化）

徴収した紹介手数料の実績を人材サービス総合サイトに掲載すること

（違約金に関する説明義務）

違約金に関する定めについて、あらかじめ求人者に誤解が生じないように明示すること

募集情報等提供事業者に適用されるもの

（お祝金等の提供禁止、利用料金や違約金の説明義務）

労働者になろうとする方に金銭やギフト券を提供することは原則禁止となるほか、利用料金や違約金に関する定めを、募集主に誤解が生じないようあらかじめ明示すること

これらの改正により雇用仲介事業者に対する新たな義務や制限が設けられ、求人者や労働者が安心して利用できる仕組みの構築を目的としています。新ルールの適切な履行を通じて、より公正な雇用の仲介が期待されています。（杉山）

健康保険 被扶養者資格再確認について

協会けんぽより、10月下旬～11月上旬に被扶養者状況リストが送付されます。リストが届いたら、18歳以上の被扶養者の扶養状況に変更がないか再確認をお願いします。令和5年の被扶養者の収入が130万円を超えた方は「収入超過」とリストに表示されますので、収入を再確認していただき、今後の見込みで超過しない場合は「変更なし」にチェックをつけて被扶養者状況申立書を添付してください。収入が一時的に130万円を超える場合は、被扶養者状況申立書と併せて「一時的な収入変動に係る事業主の証明」の提出が必要です。

扶養状況に変更がありましたら担当職員までご連絡ください。また、記入方法などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

<再確認の対象となる被扶養者>

・令和6年9月14日時点の被扶養者

（18歳未満、令和6年4月1日以降に扶養になった方、任意継続被保険者の被扶養者は対象外）

・別居や海外在住者は確認書類の提出が必要です。

※リストに「確認不要」と表示されている方は、確認の必要はありません。

※確認対象となる被扶養者がいない場合、被扶養者状況リストは送付されません。

Side story

from OFFICE SUGIHARA

今月の担当 << 杉原 ・ 堀 ・ 松島 ・ 山田結 ・ 高橋 >>



SNSは登録してあるだけでほとんどやらないのですが、YouTubeはよく観ます。余暇が旅行ぐらいなので、早めに計画して旅先のグルメや観光地を調べたりするのに利用しています。

関心事の探求にYouTubeは向いていて、どんどん深堀できるところが私の性にあっているのかもしれない。弊害ももちろんあって、限られた時間をYouTubeに充ててしまうと、テレビや新聞を観ることが少なくなり、時事ネタに疎くなってしまいます。「先日の〇〇事件のことだけ」と人から話題を振られると、つい知ったかぶりしてしまいます（杉原）



最近、歳のせいもあり老眼が進むようになってしまいました。自分は右目の視力が良く、左目が悪いといういわゆる「ガチャ目」なのですが、かれこれ30年以上この状態で過ごしてきたため、あまり苦にしていませんでしたが、いよいよ小さな字がこれまでの位置では見にくくなってしまい、離さないと見えない状況になって来ました。今は裸眼で多少離せば見える状況なのですが、近い将来、現状は就業時に左だけ度の入った眼鏡を使用しているところ、左右共に度の入った眼鏡に変えなければならないことになりそうです。（堀）



先日としまえん跡地にできたワーナーブラザーズ スタジオツアー東京・メイキング・オブ・ハリー・ポッターに行ってきました。正式名称が長いことはさておき、ここは映画のセットを忠実に再現したエリアが広がり、また実際に使用した衣装や小道具なども展示されており、まるで映画の中に入り込んだような体験ができました。ハリーポッターの映画は途中までしか見ておらず、楽しめるか不安でしたが広大な敷地や作りこまれた世界観に圧倒し気づいたら一日中散策してしまいました。家に帰ったらすぐに映画を全て見直し、今ではすっかりファンの一員になってしまいました。（松島）



前回、チョコミントが好きだと書かせていただきましたが、実はこの時期にも毎年楽しみにしている商品があります。11月からクリスマスまでの期間限定で販売される「ジンジャーブレッドラテ」です。この飲み物に出会って以来、毎年このシーズンはお店に通い詰め、購入しているので、この期間中だけは店員さんに顔を覚えられるほどです。このラテもチョコミント同様、万人受けする商品ではないのか、共感してくれる人があまりいないのが少し寂しいですが、個人的にはとても美味しいと思っています。もし見かけたら、ぜひ試してみてください。私のおすすめカスタマイズは、ミルクを豆乳に変更し、シロップを多めにする事です。（山田結）



先日、祖母の部屋の片づけをしました。あちこちに様々なものがしまっているため片づけはかなり大変でした。ビデオデッキや黒電話、レコードプレーヤーなど今では使うことや見かけることがないものも発掘されたため、大変でしたが楽しく行えました。自分は使った記憶のない物、幼いころに遊んでいた物など様々なものが出てきて驚きました。私は祖母と同じく記念としてしまっているものが多いため、減らすためにも買ったら古いものは捨てるということができるようになりたいと思っています。まだまだ片づけは続くので週末は頑張ります。（高橋）



社会保険労務士法人杉原事務所 / 株式会社 Vision Partner

〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1

TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276

URL <https://sharo-shi.gifu.jp>